

公募・審査について

2024年4月
JANPIA 研修チーム

**資金分配団体のみなさまの事業のパートナーとなる
「実行団体」の選定は
休眠預金活用事業の全体の中でも
最も大事なプロセスといっても過言ではありません**

公募では…
一緒に事業をやりたい！と思ってくれる実行団体候補を集められるか？

→候補団体とのコミュニケーション

審査では…
一緒に事業をやりたい！と思える実行団体を選べるか？

→審査員とのコミュニケーション

公募・審査の過程での工夫の例



公募の広報を
きっかけに
関係者ルートを開拓
事業開始後の
連携の素地にした！

審査会の前に
審査員に向けて
事業説明会を行った！

団体から
申請を受け取る前に
事業設計相談会を
行った！

資金分配団体として
採択された際に
評価されたポイントを
審査員に共有した！

事業開始後のミスマッチの防止と 関係者との連携強化に寄与

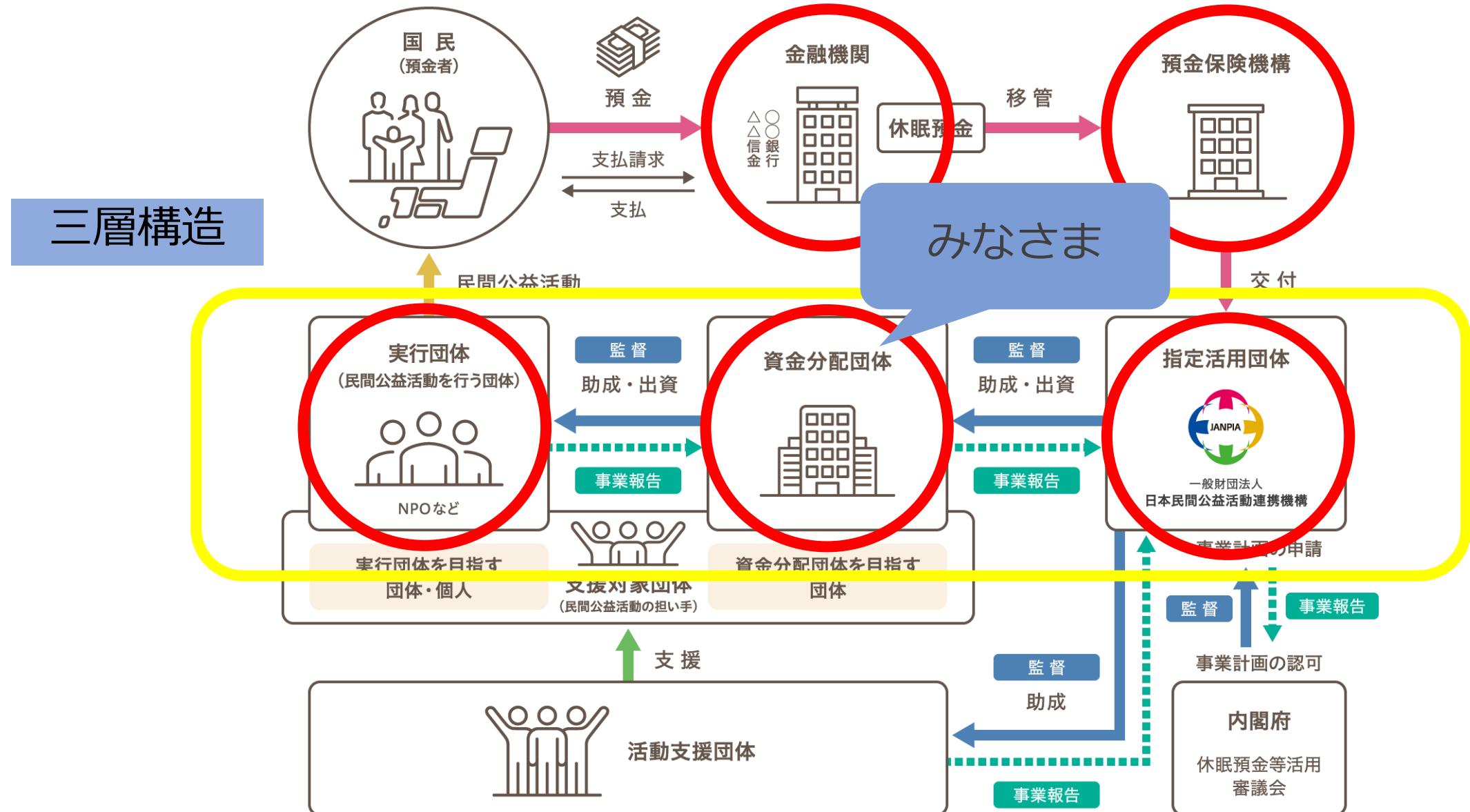
公募・審査の全体像と、留意すべきガバナンス・コンプライアンスの事項についてお伝えします。

1. 候補団体・審査員に伝えたい 休眠預金活用事業の概要
2. 公募時にご留意いただきたいポイント
3. 実行団体のガバナンス・コンプライアンス体制整備について
4. 審査/選定の際にご留意いただきたいポイント
5. よくあるご質問



- 三層構造という事業構造の特徴
- 事業に求められる「優先的に解決すべき社会課題」
- 実行団体の選定基準
- 実行団体の活動に求められるもの

三層構造とは





子ども及び若者の支援に係る活動

- (1) 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- (2) 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- (3) 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援



日常生活または社会生活を営む上での困難を有する者の支援に関する活動

- (4) 働くことが困難な人への支援
- (5) 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- (6) 女性の経済的自立への支援



地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動

- (7) 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- (8) 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援



実行団体の選定基準（公募要領より）



ガバナンス・コンプライアンス	包括的支援プログラムに示す事業を公正かつ適確に遂行できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、解決したい社会課題に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることが期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

事業終了後を見据え、自己資金の調達が必要とされています！

従来事業・既存事業との差異化が求められます！



- 事業の透明性や国民、ステークホルダーへの説明責任
- 事業の成果の可視化⇒社会的インパクト評価の実施
- 規定類制定等ガバナンスコンプライアンス体制の整備

資金分配団体のみなさまが事業を通じて達成したいことを公募要領へ落とし込む

そのための検討過程として…「事前評価」の取組み

- ・事業計画のブラッシュアップ
- ・アウトカム達成の道筋整理
- ・受益者層の明確化
- ・助成期間終了後の事業継続戦略の検討

などが考えられます

JANPIAが提供する公募要領ひな形は制度面の説明のみの記載となっています
「目指したいアウトカム」はぜひ公募要領に盛り込むようにしてください

実行団体のガバナンス・コンプライアンス体制整備について

- 申請団体により、経験や専門性を有するメンバーの有無、法人形態などその特性は様々です。
- 一方で、休眠預金等活用事業としての説明責任を果たすため、実効性のある事業運営と適切な資金管理ができるガバナンス・コンプライアンス体制の確保は必須の条件であると考えます。
- このため、①契約締結までに、すべての実行団体に対応いただきたい事項、②事業実施期間中に、段階的にお取組みいただく事項の2段階に分けて整備を進めるという考え方を21年度の業務改善PTでの検討結果として運用を進めています。

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項

①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項



②事業実施期間中に、段階的にお取組みいただく事項

※ 考慮される団体の特性

- ・助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）
- ・専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
- ・団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
- ・団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など

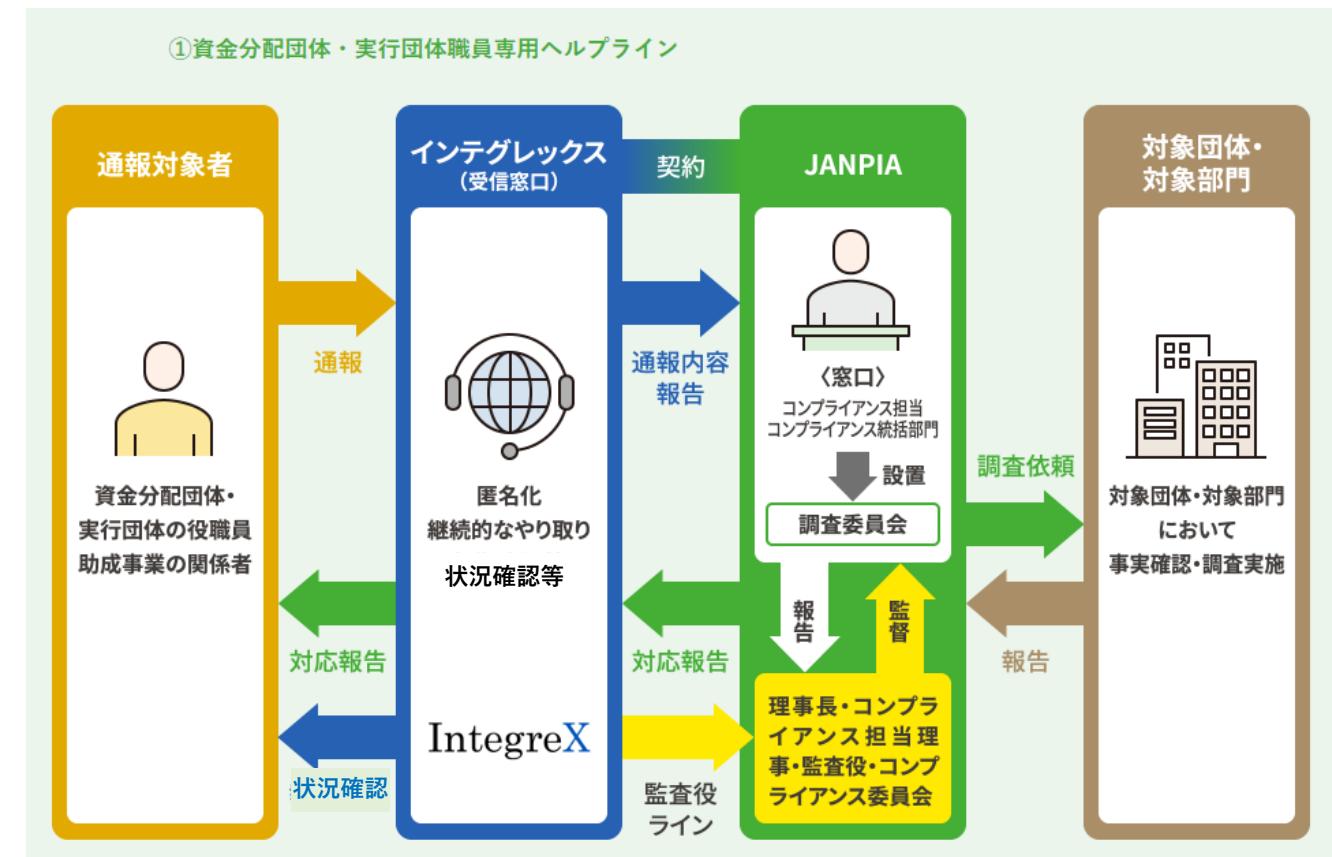
ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項	実行団体の整備義務
社員総会・評議員会の運営に関すること	◎
理事会の構成に関すること ※理事会を設置していない場合は不要	◎
理事会の運営に関すること	◎
経理に関すること	◎
コンプライアンスに関すること ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置	○
内部通報者保護に関すること ※自団体で整備困難な場合、JANPIAのヘルpline窓口を活用可能です	○
利益相反防止に関すること	△
倫理に関すること	△
理事の職務権限に関すること	△
監事の監査に関すること	△
組織（事務局）に関すること	△
文書管理に関すること	△
情報公開に関すること	△
リスク管理に関すること	△
役員及び評議員の報酬等に関すること	△
職員の給与等に関すること	△

<参考>コンプライアンス関連対応状況

- 資金分配団体及び実行団体の役職員、助成事業の関係者を対象に「コンプライアンス 相談・通報窓口」(2022年9月リニューアル設置) の運用を通して、より広範に不正行為等の防止だけでなく、その予兆把握に努めています
- 通報案件については、全件対象団体等へのヒアリングを実施し、事実把握とともに、必要な措置を講じたうえで通報者者にその結果をフィードバック、またJANPIA内でのコンプライアンス研修において事例共有を行い、資金分配団体との日常のやり取りにおいての注意喚起、実行団体も含めたJANPIA主催のコンプライアンス勉強会等の機会を通じて、事例紹介等、適切な事業運営への参考となるよう周知を進めています。
- ハラスメントに関する相談案件が増えていることから、資金分配団体、実行団体向けに、外部講師による「運営体制構築のためのガバナンス概論・危機管理のためのハラスメント対策」を開催（23年10月）、JANPIA職員向けの外部講師によるハラスメント研修（24年2月開催：管理職、職員と分割開催）を実施、予防的対策を講じています、

年度	件数(件)	対応中案件数(件)
2020	2	0
2021	5	0
2022	15	0
2023(2月末時点)	11	2
計	33	2

内容	件数
実行団体の公募・採択に関すること	6
実行団体のガバナンス・コンプライアンス体制に関すること	5
実行団体のハラスメントに関すること	6
資金分配団体のハラスメントに関すること	4
資金分配団体のガバナンス・コンプライアンス体制に関すること	3
資金分配団体の実行団体に対する対応等に関すること	3
JANPIA職員の行動に関すること	2
実行団体の受益者に対する対応等に関すること	2
実行団体の資金管理に関すること	2
合計	33



■ 不動産の取扱い

- ・ 土地の購入は助成対象外とする。助成対象は賃貸のみとする。
 - ・ 建物については、賃貸を原則とする。ただし、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り、特例として購入を認める。その際、
 - 購入価格の経済的合理性について、当機構で不動産鑑定士等による評価を行い、当該評価額の80%を上限に助成を行う。
 - 処分等※の制限期間を法人税法に定める減価償却資産の耐用年数とする。この間に事業を終了する場合には、財産価値相当分の返還を求める。
- ※ 休眠預金等活用事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分を行うこと。

■ 実行団体選定の公正性

利益相反の疑いを外形的にも排除。

- ・ 資金分配団体と申請団体との役員の兼職は不可とする。
 - ・ さらに、過去に兼職関係があった場合、退任後6か月間※は、当該団体による実行団体への公募申請を不可とする。
- ※ 制限する期間については、今後の運用状況を検証し、必要な見直しを検討する。

■ ガバナンス・コンプライアンス規程の公表

実行団体の規程類の公表・運用を以下により徹底。

- ・ 実行団体の規程類が資金分配団体との間で約定された期限内に公表されない場合、
 - 事業の実施期間中においては、当該実行団体への助成額の一部の支払いを留保する。
 - 事業終了後においては、当該実行団体及びそれを選定した資金分配団体による今後の公募申請について、審査において減点要素とする。
- ・ 加えて、整備された規程類の運用状況について、事業完了1年後に当機構においてサンプル調査を実施する。

■ 欠格要件に関する事例の明示

- ・ 欠格要件に該当する不適切な事例を公募要領等に明示し、これを行わないことを契約内容とする。
- ・ 公益通報窓口への情報提供に対し、必要な調査等を実施する。
- ・ 事業報告書、精算書類等の精査により、事業運営状況を定期的に確認。

審査/選定の際にご留意いただきたいポイント



①審査委員への説明

- ・休眠預金事業の特性や期待
- ・資金分配団体として事業を通じ何を達成したいのか
- ・どういった実行団体を選びたいのか
- ・特に重視している優先項目を伝える
- …など

②審査委員のバランス

- ・募集テーマの専門性
- ・同テーマで活躍している実践者
- ・エリア内の課題に精通している実践者
- ・利益相反の防止ができているか

③審査員といかに関わるか

- ・例) 定期的に実行団体の活動を報告する
- ・例) 採択後は分野の専門家としてアドバイザーとして関わっていただく
といった関わりをもたれている事例があります

●イベント実施がメインとなっている事業計画の実行団体を選んでよいか

- 休眠預金活用事業ではアウトカムの実現を求めています。
実施するイベントがアウトカムの実現に必要と認められる事業計画であれば
採択が可能です。
また事業を継続できる体制や仕組みが今後得られそうかをご確認ください。

●実行団体の基盤強化を中心の事業のようだが…

- 「優先的に解決すべき社会の諸課題」に取り組んでいただく助成です。
受益者像が明確な事業内容になっているかご確認ください。

●従前から取り組んでいる事業では申請できないか

- そのままの事業は申請できませんが、
取り組まれている事業を発展させたり、拡大させたりする活動は申請が可能です。

● 実行団体に向けてサービス（研修や教材）を提供しようと考へている。これらにかかる費用は実行団体の資金計画に計上してもらってもよいか

- ・ 資金分配団体から実行団体へ提供される伴走支援は
資金分配団体の資金計画のなかで実施いただくものです。
そのため、資金分配団体が主催する研修やコンテンツの作成にかかる費用、
例えば講師謝金や製作費などを実行団体の資金計画に計上することはできません。
- ・ 資金分配団体以外が主催する研修等への参加を実行団体に必須で求める場合には、
利益相反が起こっていないかご留意の上、公募要領へ明記してください。

●資金分配団体とすでに関係のある団体でなくとも申請できるのか

- ・実行団体の募集は「公募」にて行われています。
資金分配団体がすでに中間支援組織としてネットワークを構築しており、
加盟・加入している団体があったとしても
実行団体の募集は広く一般に募ってください。
また、事業や公募内容の理解を得られるよう積極的な広報活動を行ってください。

事業に関連する領域において
資金分配団体が有料のサービスを提供している場合は特にご留意ください。

●不採択となった候補団体にはどのように結果通知すべきか

- ・JANPIAとの資金提供契約書には「実行団体に選定しなかった各選定申請団体に対し、その理由と改善すべき点を示すものとする。」と記載しています（通常枠：第18条／緊急枠：第17条）。

以上のことから、不採択となった各団体に対しても、審査会等で話し合われた採択に至らなかった理由や今後に向けた改善点を丁寧にご説明していただけますようお願いします。

●同じ時期に複数の公募に申請してもいいか

同一の事業で同時期に複数の資金分配団体に申請している団体は助成の対象にならない（公募要領）

「同一事業」？



事業内容が異なることが必要。
但し、明確に受益者または対象
地域が異なる場合には「別の事
業」とみなします。
（「団体情報」）

「同時期」？



同一事業を他の資金分配団体
に同時に提出はできないとい
う意味です。選定されなかっ
たことが明らかになっている場
合には申請が可能となります。